

お客様各位

2019年4月

ヤマハ発動機株式会社  
ロボティクス事業部 FA統括部

## EU RoHS指令への取組みのお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2015年6月に欧州委員会委任指令「(EU)2015/863」が公示され、EU RoHS指令「2011/65/EU」の特定有害物質（鉛、六価クロム、水銀、カドミウム、PBB、PBDE）に、新たに4種のフタル酸エステル類が追加されました。当社製品は、カテゴリ9「産業用含む監視及び制御機器」の産業用に該当します。欧州で適用開始日以降に該当製品を販売する場合には同指令に適合した製品であることが必要となりますが、当社におきましては本指令への対応を期日までに実施致します。

敬具

### ■欧州RoHS指令「2011/65/EU」

#### 1) 対象の製品カテゴリ「付属書 I (ANNEX I) より」

\* 当社の製品は、カテゴリ9「監視および制御装置」の産業用に該当します。カテゴリ(原文/和訳)

1	Large household appliances./大型家庭用電気製品
2	Small household appliances./小型家庭用電気製品
3	IT and telecommunications equipment./情報技術(IT)および電気通信機器
4	Consumer equipment./民生用電子機器
5	Lighting equipment./照明機器
6	Electrical and electronic tools./電気電子工具
7	Toys, leisure and sports equipment./玩具、レジャーおよびスポーツ機器
8	Medical devices./医療用機器
9	Monitoring and control instruments including industrial monitoring and control instruments./産業用含む、監視および制御装置
10	Automatic dispensers./自動販売機
11	Other EEE not covered by any of the categories above./上記のカテゴリに入らないその他の電気電子機器

#### 2) 規制対象となる規制・対応状況

\*当社の製品は全て欧州RoHS指令「2011/65/EU」に適合しています。

物質名	最大許容濃度
1.鉛	1000ppm
2.水銀	1000ppm
3.カドミウム	100ppm
4.六価クロム	1000ppm
5.PBB(ポリ臭化ビフェニル類)	1000ppm
6.PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル類)	1000ppm

## 【規制対象となる制限物質の追加について】

欧州委員会委任指令「(EU)2015/863(2015年6月官報公示)」により、EU RoHS 指令に以下の4種類の制限物質が規制対象に追加されました。

物質名	最大許容濃度	適用開始日	
		カテゴリ1～7, 10, 11	カテゴリ8～9
1 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm	2019年7月22日	2021年7月22日
2 フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm		
3 フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm		
4 フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm		